

運輸審議会半年報

平成23年7月～12月

国土交通省運輸審議会

目 次

運輸審議会半年報

平成23年7月～12月

| | | | |
|------|-----------------|-------------------------------------|---|
| I | 今期の活動概要 | 2 | |
| II | 運輸審議会審議事案等の処理状況 | 3 | |
| 1 | 事案処理状況 | | |
| 2 | その他の状況 | | |
| III | 答申の概要 | 4 | |
| IV | 答申書 | | |
| | 航 空 | | |
| | 平23第9004号 | スカイマーク株式会社からの混雑空港 運航許可申請について | 5 |
| | 平23第9005号 | Peach・Aviationからの混雑空港 運航許可申請について | 9 |
| V | 説明聴取事案 | 12 | |
| VI | 部会 | 12 | |
| VII | 報告聴取等 | 13 | |
| VIII | 委員の構成等 | 14 | |

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、許可等関係が、答申2件（航空2件）、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案の認定1件（軌道1件）であった。

1 許可等関係事案

○ 定期航空運送事業

9月20日に諮問されたスカイマーク(株)からの成田国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案及びPeach・Aviation(株)からの関西国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、10月4日、11日審議の上、同月13日許可することが適当である旨答申した。

○ 鉄・軌道事業

沖縄都市モノレール(株)からの軌道事業の特許申請事案について、12月15日に説明を聴取し、同月22日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案（説明聴取事案）として認定した。

2 その他事案

○ 運輸安全関係事案

運輸の安全確保に関する政策ビジョンについて、11月15日の本審議会において大臣官房運輸安全監理官からの説明を受けて運輸安全確保部会の開催を

決定し、同月25日に開催された同部会において専門委員からの意見聴取を行った。

更に、12月1日の本審議会において運輸安全確保部会報告書に基づいて審議を行い、その上で同報告書を最大限尊重して運輸の安全確保に関する政策ビジョンの取りまとめ及び同ビジョンに基づく今後の具体的な検討等を行うよう大臣官房運輸安全監理官に提示した。

○ 現地調査

9月29日に東京湾海上交通センターについて、11月10日に東京港について、それぞれ現地調査を行った。

○ 報告聴取等

39件の案件について報告の聴取等を行った。



東京湾海上交通センターでの現地調査



東京港での現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成23年7月1日から
平成23年12月31日まで)

1 事案処理状況

| 区 分 | 鉄・軌道 | 自動車 | 航空 | 運輸安全 | その他 | 計 |
|---------------------|------|-----|----|------|-----|---|
| 答 申 事 案 件 数 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 公 聴 会 開 催 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 部 会 審 議 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 説 明 聴 取 事 案 件 数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 事 後 通 知 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※7月7日より、「軽微認定事案」は「説明聴取事案」に、「予め定められた軽微事案」は「事後通知事案」に改称した。

2 その他の状況

| 区 分 | 鉄・軌道 | 自動車 | 航空 | 運輸安全 | その他 | 計 |
|---------------|------|-----|----|------|-----|----|
| 報 告 聴 取 等 件 数 | 7 | 5 | 5 | 2 | 20 | 39 |
| 現 地 調 査 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |

Ⅲ 答申の概要

今期は、航空関係 2 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1. スカイマーク株式会社からの混雑空港(成田国際空港)運航許可申請事案

申請者であるスカイマーク株式会社は、成田(成田国際空港)～旭川(旭川空港)、成田(成田国際空港)～札幌(新千歳空港)、成田(成田国際空港)～福岡(福岡空港)及び成田(成田国際空港)～那覇(那覇空港)間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 23 年 9 月 20 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線のうち、成田～旭川間の路線は、現在他の本邦航空運送事業者の運航が行われておらず、申請者による運航は、輸送網を拡充し多様な輸送網を形成するとともに、利用者利便の一層の向上に寄与し、その他の路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 10 月 13 日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

2. Peach・Aviation株式会社からの混雑空港(関西国際空港)運航許可申請事案

申請者である Peach・Aviation 株式会社は、関西(関西国際空港)～札幌(新千歳空港)及び関西(関西国際空港)～福岡(福岡空港)間において国内定期航空運送事業を営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 23 年 9 月 20 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 10 月 13 日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

IV 答申書

航 空

○国土交通省告示第1082号（平成23年10月27日）

国 運 審 第 1 6 号

平成23年10月13日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平23第9004号

平成23年9月20日付け国空事第1018号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

スカイマーク株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大4,518回（うち国内定期便606回）にするとともに、30分間の発着回数について6時台から19時台までの間は出発を5回～23回、到着を4回～23回、合計を26回～29回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を9回～13回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間）等からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 申請者が運航を行おうとする路線のうち、成田～旭川間の路線は、現在、他の本邦航空運送事業者の運航が行われておらず、申請者による当該路線の運航は、輸送網を拡充し多様な輸送網を形成するとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

また、申請者が運航を行おうとする他の路線については、現在、成田～札幌

間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復及び全日本空輸株式会社が1日2往復の運航を、成田～福岡間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復及び全日本空輸株式会社が1日3往復の運航を、成田～那覇間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日1往復及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

これらのこと等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

| 路 線 | 運航回数 | 運航開始日 | 使用航空機の型式 |
|--------------------------|---------------|-------------|----------------|
| 成田（成田国際空港） ～旭川（旭川空港） | 1日2往復 （注1） | 平成23年10月30日 | ボーイング式737-800型 |
| 成田（成田国際空港） ～札幌（新千歳空港） | 1日1往復 （注2） | 平成23年10月30日 | ボーイング式737-800型 |
| 成田（成田国際空港） ～福岡（福岡空港） | 1日2往復 | 平成24年2月1日 | ボーイング式737-800型 |
| 成田（成田国際空港） ～那覇（那覇空港） | 1日2往復 | 平成23年12月8日 | ボーイング式737-800型 |

（注1）平成23年12月8日以降、1日3往復

（注2）平成24年2月1日以降、1日2往復

国運審第16号の2
平成23年10月13日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

Peach・Aviation株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

平23第9005号

平成23年9月20日付け国空事第1018号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

P e a c h ・ A v i a t i o n 株式会社の申請に係る関西国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）及び関西（関西国際空港）～福岡（福岡空港）間において国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成24年3月1日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日3往復（関西～札幌）又は4往復（関西～福岡）の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間並びに新千歳空港の航空保安業務提供時間及び福岡空港の利用可能時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- (2) 関西～札幌間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日5往復及び株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復の運航を行って

いる。

また、関西～福岡間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日2往復の運航を行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により関西国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

V 説明聴取事案

○軌道事業の特許申請

| 認定月日 | 申請者 | 事案の内容 |
|--------|---------------|--|
| 12月22日 | 沖縄都市モノレール株式会社 | 沖縄県那覇市首里汀良町～沖縄県浦添市前田間（約4.1km）の延伸に係る軌道事業の特許 |

VI 部会

○運輸安全確保部会

| 審議月日 | 事案の内容 | 開催場所 |
|--------|-----------------------|-------------------------|
| 11月25日 | 運輸の安全確保に関する政策ビジョンについて | 国土交通省2号館14階 運輸審議会審議室 |

Ⅶ 報告聴取等

| 月 日 | 事 案 名 | 説 明 部 局 等 |
|--------|--|-----------------|
| 7月5日 | 平成22年度観光白書について | 観 光 庁 |
| 7月7日 | 平成22年度交通安全白書について | 総 合 政 策 局 |
| 7月12日 | 本邦主要航空会社の平成22年度決算概要等について | 航 空 局 |
| 7月14日 | 平成22年度首都圏白書について | 都 市 局 |
| 7月19日 | JR7社及び大手民鉄16社の平成22年度決算概要等について | 鉄 道 局 |
| 7月21日 | 整備新幹線について | 鉄 道 局 |
| 7月26日 | 物流施設・複合物流について | 大臣官房参事官(物流産業) |
| 7月28日 | 国際バルク戦略港湾について | 港 湾 局 |
| 8月2日 | 造船業・船用工業の現状と課題について | 海 事 局 |
| 8月4日 | 都市鉄道の現状と課題について | 鉄 道 局 |
| 8月9日 | 国土交通月例経済(H23年5月、6月、7月)について | 総 合 政 策 局 |
| 8月23日 | 航空輸送の安全にかかわる情報(平成22年度)について | 航 空 局 |
| 8月25日 | 最近の自動車技術行政の動向について | 自 動 車 局 |
| 8月30日 | 平成23年版海事レポート等について | 海 事 局 |
| 9月1日 | 平成22年度JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の基準単価・基準コスト及びホームドアの整備促進等に関する検討会の中間とりまとめについて | 鉄 道 局 |
| 9月6日 | プレジャーボート対策について | 海 事 局 |
| 9月8日 | 交通技術開発政策について | 総 合 政 策 局 |
| 9月13日 | 平成22年度国土交通白書について | 総 合 政 策 局 |
| 9月15日 | 総合的な交通体系の整備について | 総 合 政 策 局 |
| 9月22日 | 海上保安レポート2011等について | 海 上 保 安 庁 |
| 9月27日 | 平成22年度乗合バス事業の収支状況について | 自 動 車 局 |
| 10月6日 | 運輸事業の振興の助成に関する法律について | 自 動 車 局 |
| 10月18日 | 鉄軌道輸送の安全にかかわる情報について(平成22年度) | 鉄 道 局 |
| 10月20日 | 自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会の報告書(平成22年度)について | 自 動 車 局 |
| 10月25日 | 成田空港の現状について | 航 空 局 |
| 10月27日 | タクシー事業の現状について | 自 動 車 局 |
| 11月1日 | モーダルシフト等推進官民協議会中間取りまとめについて | 総 合 政 策 局 |
| 11月8日 | 航空管制事務適正化検討委員会中間取りまとめについて | 航 空 局 |
| 11月15日 | 運輸の安全確保に関する政策ビジョン | 危機管理・運輸安全政策審議官 |
| 11月17日 | 東日本大震災からの港湾の復旧・復興について | 港 湾 局 |
| 11月22日 | 海上輸送の安全に関わる情報(平成22年度)について | 海 事 局 |
| 11月24日 | 東日本大震災被災市町村における生活交通の確保・維持について | 総 合 政 策 局 |
| 11月29日 | 平成23年度鉄道局関係第3次補正予算の概要について | 鉄 道 局 |
| 12月1日 | 運輸の安全確保に関する政策ビジョン | 運 輸 審 議 会 審 理 室 |
| 12月6日 | 平成23年度航空局関係第3次補正予算の概要及び「空港の津波対策の方針」について | 航 空 局 |
| 12月8日 | 日本海側拠点港について | 港 湾 局 |
| 12月13日 | 国土交通月例経済(H23年8月、9月、10月、11月)について | 総 合 政 策 局 |
| 12月20日 | JR三島・貨物会社に対する支援措置について | 鉄 道 局 |
| 12月27日 | 平成24年度国土交通省税制改正について | 総 合 政 策 局 |

VIII 委員の構成等

○委員

平成23年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

| 区 分 | 氏 名 |
|-----------------|--------|
| 運輸審議会会長 | 大屋 則之 |
| 会長の職務を代理する常勤の委員 | 上野 文雄 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 廻 洋子 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 保田 眞紀子 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 島村 勝巳 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 松田 英三 |

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成23年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

| 区 分 | 氏 名 |
|---------------|--------|
| 運輸安全確保部会部会長 | 上野 文雄 |
| 部会長の職務を代理する委員 | 島村 勝巳 |
| 委員 | 保田 眞紀子 |
| 専門委員 | 岡本 満喜子 |
| 専門委員 | 河内 啓二 |
| 専門委員 | 酒井 一博 |
| 専門委員 | 高 巖 |
| 専門委員 | 谷口 綾子 |
| 専門委員 | 中條 武志 |
| 専門委員 | 村山 義夫 |

○事案処理職員

平成23年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

| 官 職 | 氏 名 |
|--------------------|-------|
| 大臣官房審議官(運輸審議会審理室長) | 小橋 雅明 |
| 総合政策局運輸審議会審理室調査官 | 杉山 忠継 |
| 総合政策局運輸審議会審理室課長補佐 | 中山 泰宏 |

運輸審議会半年報

平成23年7月～12月